

無人航空機による物資配送の事業化に向けた「レベル3.5飛行」制度の新設について

令和5年10月に開催された、「第1回デジタル行財政改革会議」でのドローンによる物資配送の事業化加速に係る内閣総理大臣指示を受け、国土交通省において集中的な検討を行い、同年12月にレベル3.5飛行の制度を新設した。

これは、ドローンの操縦ライセンスを保有する者が機上のカメラにより歩行者等の有無を確認することにより、補助者や看板の設置、地上を車両などが走行している際のドローンの上空での一時停止といった従来の立入管理措置が不要となる飛行の形態であり、効率的なドローンの飛行を可能とするものである。

また、飛行許可・承認手続のDX化を図ることにより、ドローンを飛行させる際の許可・承認手続に要する期間を大幅に短縮することなどを検討している。

こうした取組を早急に進め、ドローンの飛行の安全を確保しつつ、ドローン配送の事業化を強力に推進していく。

デジタル技術（機上カメラの活用）により補助者・看板の配置といった従来の立入管理措置を撤廃するとともに、操縦ライセンスの保有と保険への加入により、道路や鉄道等の横断を容易化。

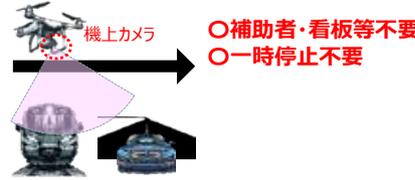
事業者の要望	改革案【2023年12月に実施済み】
従来のレベル3飛行の立入管理措置（補助者、看板、道路横断前の一時停止等）を緩和してほしい。 （従来のレベル3飛行） 	レベル3.5飛行の新設 により、従来の立入管理措置を撤廃 ・ 操縦ライセンスの保有 ・ 保険への加入 ・ 機上カメラによる歩行者等の有無の確認 

図1. 無人航空機目視外飛行（レベル3飛行）の事業化に向けた改革（その1）

レベル3.5飛行の許可・承認手続期間について2024年度内に1日を目指すとともに、型式認証取得機増加により許可・承認手続を不要化する（0日化）。

事業者の要望	現状の措置状況	改革案
許可・承認申請手続を簡素化・スピード化してほしい。（現在10日前申請）	○最大1年間の包括許可・承認導入済	①レベル3.5飛行について2024年度内にDX化（システム改修）等を実施し1日での許可・承認を目指す
	○機体認証・操縦ライセンスがあれば、許可・承認手続不要（制度導入済）	②型式認証取得機増加に向け、社内試験データの活用等による効率的な認証取得の実現

図2. 無人航空機目視外飛行（レベル3飛行）の事業化に向けた改革（その2）